

板橋区寄付金取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、いたばし応援基金条例（平成28年板橋区条例第9号）、いたばしボランティア基金条例（平成12年板橋区条例第11号）、佐藤太清青少年美術奨励基金条例（平成8年板橋区条例第2号）及び櫻井徳太郎民俗学研究奨励基金条例（平成14年板橋区条例第9号）に基づき、各々の基金に積み立てる寄付金の適正な管理・運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（積立て区分）

第2条 寄付金は、次の各号に掲げる分野又は事業に応じ、指定寄付金として受け入れ、各々の基金に積み立てるものとする。

いたばし応援基金

- （1）子ども・若者分野
- （2）教育分野
- （3）福祉・介護分野
- （4）健康分野
- （5）スポーツ・文化分野
- （6）産業分野
- （7）環境分野
- （8）防災・危機管理分野
- （9）都市づくり分野

いたばしボランティア基金

- （10）ボランティア事業

佐藤太清青少年美術奨励基金

- （11）青少年の美術奨励事業

櫻井徳太郎民俗学研究奨励基金

- （12）民俗学の研究奨励事業

2 区長は、前項各号に掲げる分野又は事業の他に、必要と認める事業を指定して、寄付金を受け入れることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次条の規定に基づく使途の指定のない寄付金については、基金に積み立てずに一般寄付金として受け入れるものとする。

（寄付金の使途の指定）

第3条 寄付者は、寄付金の使途を前条に規定する分野又は事業のうちから選択し、あらかじめ指定することができる。

(寄付金受入れ)

第4条 寄付の申込みは、板橋区寄付金申込書により行うものとする。

2 区長は、前項の規定により寄付の申込みを受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは寄付金を受け入れ、領収証書を寄付者に交付するものとする。

(寄付金の返還等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、寄付の受入れを拒否し、又は收受した寄付金を返還するものとする。

(1) 公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 区長が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

(寄付台帳の作成)

第6条 区長は、寄付金の適正な管理を図るため、受け入れた寄付金について、板橋区寄付金台帳を作成するものとする。

(寄付金の活用)

第7条 各々の基金に積み立てた寄付金は、原則として積み立てた年度の翌々年度までに取り崩すこととし、寄付金を充当する事業については、基本計画の施策体系に基づき決定するものとする。

2 利息については、各分野の寄付金残額に応じて按分するものとする。

(寄付者等への報告)

第8条 寄付金の事業への充当結果の報告は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 区ホームページへの掲載

(2) 広報いたばしへの掲載

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付則

この要綱は、いたばし応援基金条例公布の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。